

令和6年第12回11月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年11月8日(金) 午後1時54分から午後2時34分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、34人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行	2. 古坂 光司	4. 盛 彰一	5. 三橋 美也	6. 杉野森由美子
7. 小笠原 繁	8. 長谷川勝則	9. 田戸岡 誠	10. 太田 善造	11. 三橋 衛
12. 野宮富喜子	13. 笠井 正己	14. 新岡 亮	15. 吉田 秀美	16. 菊池 昭二
17. 葛西 勝久	18. 秋田谷廣次	19. 工藤しのぶ	20. 成田 金春	21. 杉森 広宣
22. 今 輝義	24. 三橋 弘	25. 長谷川一幸	26. 工藤 恒實	27. 長谷川秀樹
28. 小山内 壽	29. 藤本 正彦	30. 工藤 正樹	31. 稲葉 武彦	32. 福井二三夫
33. 工藤 宰	34. 横山 治彦	35. 神 文敏	36. 浅見 春樹	計 34人

5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 23. 鎌田 誠 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第54号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許に係る意見について

議案第57号 農地に該当するか否かの判断について

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主査：小笠原瞳

主事：一戸想永 専門員：吉田真也 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第12回(11月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

暦の上では昨日から立冬という事で、寒さが厳しくなりますので体調には十分、注意して過ごして頂ければと思います。

さて、今月19日の県大会のが開催されます。委員全員が参加し、盛り上げてもら

えればと思いますので宜しくお願いいたします。また、本日の総会終了後、最適化活動の勉強会を開催するので参加の方、併せて宜しくお願いいたします。

本日は11月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します。まして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。
「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には19番工藤しのぶ委員、20番成田金春委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第54号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許に係る意見について

議案第57号 農地に該当するか否かの判断について

議案第58号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第17号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年11月8日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第17号は、1ページの番号141番から14ページの番号172番までの32件です。解約は田が32件で面積は、270,503㎡、畑が1件で面積は1,349㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第54号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、15ページをお開きください。議案第54号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年11月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第54号は、15ページの番号225番から25ページの番号249番までの25件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が4件で、田が23,971㎡、「一般の売買」が3件で、田が780㎡、畑が3,446㎡、「贈与」が16件で、田が54,549㎡、畑が5,783㎡、「交換」が24ページ248番と25ページ249番の1組2件となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから9ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。15ページ、225番の田は10a当り3万円、226番の田は10a当り23万円、16ページ、227番の田は10a当り15万円、228番の田は総額884,500円、10a当り約16万6千円、17ページ、229番の畑は総額1万円、10a約5千円、230番の田は総額10万円、10a当り約12万8千円、231番の畑は総額10万円、10a当り約8万2千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５４号の質疑を終結致します。これより、議案第５４号を採決致します。おはかり致します。議案第５４号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５４号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第５５号農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、１４番新岡亮委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（１４番新岡亮委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第５５号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、２６ページをお開きください。議案第５５号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和６年１１月８日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第５５号は、２６ページ番号９０９番の１件です。内訳は所有権移転の「贈与」が１件で、田が８５４㎡です。別添の農地法第３条調査書１０ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５５号の質疑を終結致します。これより、議案第５５号を採決致します。おはかり致します。議案第５５号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり許可することに決定致しました。14番新岡亮委員、入室願います。

(14番新岡亮委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第56号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉田専門員)

27ページをお開きください。議案第56号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年11月8日提出、つがる市農業委員会会長。

番号16番の申請地は、木造末広の畑1筆で面積は375㎡です。

資材置場として利用するための申請です。周辺は宅地や農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。8番長谷川勝則委員、報告をお願い致します。

(8番長谷川勝則委員報告)

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「9」番「田戸岡」委員と私「8」番「長谷川」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号16番の申請の場所は、市役所より東に約615mに位置し、周辺は宅地や農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第56号の質疑を終結致します。これより、議案第56号を採決致します。おはかり致します。議案第56号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５６号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第５７号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

２８ページをご覧ください。議案第５７号農地に該当するか否かの判断について。

耕作放棄地に係る農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和６年１１月８日提出、つがる市農業委員会会長。

２９ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。みなさまのお手元に、現地調査報告書を配布しています。地区ごとに農業委員３名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、車力地区、田が２筆で６，１１０㎡、となっており、本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員３名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５７号の質疑を終結致します。これより、議案第５７号を採決致します。おはかり致します。議案第５７号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第５７号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第５８号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは３０ページをお開きください。議案第５８号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和６年１１月８日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第５８号は、３０ページ 番号３５６番から、５９ページ 番号４１４番までです。内訳ですが、「農地中間管理機構を通しての賃貸借」で田が１件、面積が３，６４９㎡となっております。次に、「新規の賃貸借」で、田が２８件、畑が１件で、合計２９件ですが、田と畑両方の申請が１件ありますので、件数では２８件、面積が３９２，０５６㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が２８件、畑が１件で、合計２９件ですが、こちらも田と畑両方の申請が１件ありますので、件数では２８件、面積が２８６，０３５㎡です。次に、「再設定の使用貸借」で、畑が２件、うち樹園地が１件で、面積が合計１３，５０９㎡です。

議案第５８号の合計としまして、田が５７件、畑が４件、うち樹園地が１件で、合計６１件ですが、田と畑両方の申請が２件ありますので、件数では５９件、面積が合計６９５，２４９㎡となります。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５８号の質疑を終結致します。これより、議案第５８号を採決致します。おはかり致します。議案第５８号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第５８号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- 1) 日 時 令和6年12月3日(火) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
- 2) 日 時 令和7年1月7日(火) 午後4時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2. 事務連絡

- 1) 令和6年度 青森県農業委員会大会（宮西係長）
- 2) 農業者年金加入推進活動について（小笠原主査）
- 3) 農用地のあっせんのお願について（村田次長）
- 4) 新年会について（村田次長）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和6年第12回（11月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。